

【諮問（個人）第216号】

7川情個第51号  
令和8年3月26日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 板垣勝彦

保有個人情報開示請求に対する開示をしない旨の決定に係る審査請求について  
(答申)

令和6年10月3日付け6川総コ第103号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する開示をしない旨の決定に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部  
行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2108



主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る文書③は、ケアマネジャー氏名欄の専門員番号と同様であり、開示請求者として知ることができる情報である。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のケアマネジャーが毎月持参する書面の担当者名の欄に慣行として専門員番号が記入されており、普段から表記されている情報が〇〇責任者に限って開示されないのは不自然である。
- (2) 本件処分に係る文書①、本件処分に係る文書⑤及び本件処分に係る文書④については、令和3年に同様の書類が開示されているのに、今回なぜ開示しないのか理解できない。

本件処分に係る文書①について、支援記録を始めとする各種記録は、サービスを提供したことの証拠書類としての意味合いもあるが、「いつどのような支援をしたのか」ということを確認し、支援の方向性を改善していくための「情報資産」でもある。開示できない部分があれば、その部分だけを非開示にすればいいだけであり、支援記録には色々な情報があるが、その全てを非開示とするようなことは考えられない。

本件処分に係る文書⑤について、令和3年に開示した文書と令和5年9月8日の文書の違いがわからない。令和5年の文書では運営指導の手法に関する内容が記載されているため、「文書の性質が同様とはいえない。」としている。また、「運営指導の手法に関わる内容が記載されたもの」と言われても、何事においても手法があり、それがなぜ開示できないことにつながるのか。

本件処分に係る文書④について、問合せの記録は審査請求人が実施機関宛てに電話問合せを行ったものの会話内容の要約であって、行政指導の記録ではない。

#### 4 実施機関の主張要旨

令和6年4月30日付け弁明書、令和6年9月3日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和7年9月19日実施の実施機関諮問事案説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る文書について

ア 本件処分に係る文書①

居宅介護支援経過は、「介護支援専門員等がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものであることから、介護支援専門員が日頃の活動を通じて把握したことや判断したこと、持ち越された課題などを、記録の日付や情報収集の手段とその内容について、時系列で誰もが理解できるように記載する。」とされているもので、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が作成した記録である。

イ 本件処分に係る文書④

審査請求人から実施機関宛てに電話問合せを受けた内容について、高齢者事業推進課職員が記録したものである。

ウ 本件処分に係る文書⑤

令和5年9月6日に、実施機関が実施した〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ

の運営指導の内容について、実施機関の職員が記録したものである

エ 本件処分に係る文書③

介護保険法第69条の2第1項及び第2項に基づき、都道府県知事が、介護支援専門員資格登録簿に登載する登録番号である。

(2) 本件処分に対する考え方について

実施機関が実施する事業所への運営指導は行政指導であり、相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである（川崎市行政手続条例第30条第1項）。上記4（1）ア、イ及びウの文書については、任意の協力のもと事業所が提出した書類、関連する内容の記録であり、任意の協力により得た情報を苦情申立者に開示することで、今後事業所の協力を得ることができず、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

このため、市の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、開示しない旨の決定とした（法第78条第1項第7号）。

また、上記4（1）エの文書については、本人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、開示しない旨の決定とした（法第78条第1項第2号）。

以上のことから、本件処分は妥当であると考ええる。

(3) 審査請求人の主張について

ア 本件処分に係る文書③はサービス利用票に記載されていること、また事業所番号と同様に知ることができる情報であるとの主張について

本件処分に係る文書③は、本人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。サービス利用票に介護支援専門員番号が記載されていることについては、事業者の判断で記載したものであり、サービス利用票に記載しなければならないという規定はなく、公表が前提とされているものではない。

また、介護保険事業所番号は公示されるなど広く公表されているものであるが、介護支援専門員番号は公表されていないことから、請求人の主張には理由がない。

イ 本件処分に係る文書①及び本件処分に係る文書⑤が、令和3年に開示されている書類と同様であるとの主張について

令和3年に開示した運営指導の記録は、指導において確認した結果を取りまとめたものであるが、令和5年9月6日の運営指導の記録は、運営指導の手法に関わる内容が記載されているため、文書の性質が同様とは言えない。

また、令和3年に開示した〇〇〇〇氏支援記録については、令和3年に当該事業所に通知した指導結果の改善指示書に対して、改善報告書の関係資料として提出されたものであり、令和5年に運営指導を行う中で提出された支援経過記録と文書の性質が同様とは言えない。

請求を受けた該当文書を開示することは、市の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、請求人の主張には理由がない。

以上のことから、請求人の主張は本件処分を取り消す理由に当たらないため、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 5 審査会の判断

### (1) 全部不開示の当否

実施機関は、本件処分に係る文書①、本件処分に係る文書④及び本件処分に係る文書⑤は法第78条第1項第7号に、本件処分に係る文書③は同項第2号にそれぞれ該当すると主張し、その全てを不開示としている。

しかしながら、法第79条第1項は、「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは」、「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」と定めており、不開示情報の区分が困難であるか又は区分は容易であるが分離が困難である場合に開示しないことを決定するのである。

そこで本件処分に係る文書について当審査会で検分したところ、下記(2)、(3)のとおり、一部開示すべき部分が含まれており、当該部分と不開示部分とは容易に区分することができ、かつ、分離も困難ではないことから、開示しない決定とする理由はなく、本件処分の取消しは免れない。

### (2) 法第78条第1項第7号該当箇所について

法第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示とする旨を定めている。

実施機関は、法第78条第1項第7号に基づき不開示とした情報について「任意の協力のもと事業所が提出した書類、関連する内容の記録であり、任意の協力により得た情報を、苦情申立者に開示することで、今後事業所の協力を得ることができず、正確な事実の把握を困難にするおそれがある」ものとしており、よって、同号ハの「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当すると判断したものと推察される。

しかしながら、同号に基づき不開示とした情報のうち、本件処分に係る文書①については、令和3年8月18日、同年10月28日、同年11月18日に審査請求人に対して部分的に開示された情報と同形式の情報である。この点、実施機関は、令和3年に開示した支援記録は介護保険法23条に基づく改善報告書の関

連資料であるため、調査中の事案の資料として事業所に任意に提出してもらった本件処分に係る文書①の性質が異なるとしているが、この点をもって、本件処分に係る文書①の情報のみ「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するという特段の根拠があるとは言い難い。そしてそのほかに、当該情報が不開示情報に該当すると言うべき根拠はない。したがって、令和3年に開示された支援記録同様、審査請求人本人以外の個人情報（ただし川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）第9条第1項の「公務員等の氏名」に該当する情報は除く。）を除いたうえでこれを開示すべきである。

そして、本件処分に係る文書④のうち、審査請求人本人が参加していて内容をすでに知っている問合せ記録の部分は、開示することにより「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとはいえないため、審査請求人本人以外の個人情報（ただし条例第9条第1項の「公務員等の氏名」に該当する情報は除く。）を除いたうえでこれを開示すべきである。

また、本件処分に係る文書⑤については、令和3年10月28日及び11月18日に審査請求人に対して部分的に開示された情報、そして本件処分に係る文書④のうち開示すべきと判断した部分と、同じ内容が含まれているため、これらについては、開示することにより「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとはいえない。したがって、審査請求人本人以外の個人情報（ただし条例第9条第1項の「公務員等の氏名」に該当する情報は除く。）を除いたうえでこれを開示すべきである。

その余の部分については、同号に基づきこれを不開示とした判断は妥当である。

### (3) 法第78条第1項第2号該当箇所について

実施機関が、法第78条第1項第2号に基づいて不開示とした本件処分に係る文書③については、「介護支援一ケアマネ」、「介護支援専門員一氏名」、「介護支援専門員一カナ」、「介護支援専門員一専門員番号」、「就労開始年月日」、「就労終了年月日」、「就労形態」、「更新年月日」、「異動区分」及び「異動年月日」は「開示請求者以外の個人に関する情報……であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）……」ではないのでこれを開示すべきである。その余の部分については、同号に基づきこれを不開示とした判断は妥当である。

なお、上記にいう法第78条第1項第2号該当情報については、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は不開示の対象から除かれるところ（同号イ）、審査会による検分によれば、本件処分に係る文書③の不開示部分は、通常一般には知り得ない情報であり、かつ、慣行として審査請求人が当然に知ることのできる情報でもない。審査請求人は、本件処分に係る文書③に記載された番号はケアマネジャーの専門員番号と同様の扱いであるとするものの、確かに、サービス利用票（兼居宅サービ

ス計画) の書類にはサービスの担当者であるケアマネジャーの専門員番号を任意で記載する欄がある一方、本件処分に係る文書③の番号はサービスの担当者とは別人のものであり、同様の扱いはできないものと考えられる。

(4) 付言

本件処分に係る文書③の情報は、明らかに審査請求人の個人情報ではないところ、実施機関はこの点について利用すべき制度を教示するなどしないまま、審査請求人の請求を、保有個人情報開示請求として対応したというのである。実施機関には文書の特定及び必要な教示などの適切な対応が求められる。

以上の次第で、前記1の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 板 垣 勝 彦  
委員 田 所 美 佳  
委員 本 間 春 代  
委員 吉 岡 郁 美

- ※ 頁数は、本件処分に係る文書を先頭から数えた場合の頁数を指す。
- ※ 行数は、文字等が記載されている行のみを数えた場合の行数を指すが、例外がある場合は、以下の本件処分に係る文書ごとにその旨記している。
- ※ 文字数は、文字等が記載されている部分のみを数えた場合の文字数を指す。

【本件処分に係る文書①の不開示部分】

なお、各頁の表の欄外の文字等及び表の項目（以下の「」内）については行数に含めない。

1 頁

「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」

5 行目の 1 2 文字目から 1 4 文字目まで

2 7 行目の 1 1 文字目から 1 2 文字目、2 2 文字目から 2 3 文字目まで

「連絡・調整等」

1 行目の 1 3 文字目から 1 4 文字目まで

2 行目の 1 文字目

6 行目の 8 文字目から 9 文字目まで

2 頁

「手段・対象者」

1 2 行目の 2 文字目から 3 文字目まで

「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」

9 行目の 1 2 文字目から 1 4 文字目まで

1 6 行目の 1 9 文字目から 2 0 文字目、2 2 文字目から 2 4 文字目、2 6 文字目から 2 7 文字目まで

2 6 行目の 7 文字目から 8 文字目まで

3 3 行目の 1 2 文字目から 1 3 文字目、2 5 文字目から 2 7 文字目まで

3 9 行目の 2 0 文字目から 2 1 文字目まで

5 2 行目の 3 3 文字目から 3 4 文字目まで

5 8 行目の 1 4 文字目から 1 5 文字目まで

「連絡・調整等」

3 行目の 1 6 文字目

4 行目の 1 文字目

1 2 行目の 1 3 文字目

1 3 行目の 1 文字目

1 5 行目の 5 文字目から 6 文字目まで

1 8 行目の 5 文字目から 6 文字目まで

3 頁

「手段・対象者」

1 行目の 2 文字目から 3 文字目まで

「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」  
1 行目の 1 5 文字目から 1 6 文字目まで  
2 行目の 1 5 文字目から 1 6 文字目まで  
2 5 行目の 2 1 文字目から 2 2 文字目まで  
6 1 行目の 1 8 文字目から 1 9 文字目まで

4 頁

「手段・対象者」

6 行目の 4 文字目から 5 文字目まで

「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」

9 行目の 2 文字目から 3 文字目まで  
2 2 行目の 1 文字目から 2 文字目まで  
2 9 行目の 5 文字目から 6 文字目まで  
3 3 行目の 1 文字目から 2 文字目まで  
4 2 行目の 1 文字目から 2 文字目まで  
4 5 行目の 1 文字目から 2 文字目まで  
4 9 行目の 1 文字目から 2 文字目まで  
5 4 行目の 1 文字目から 2 文字目まで  
5 9 行目の 1 文字目から 2 文字目まで  
6 3 行目の 1 文字目から 2 文字目まで  
6 7 行目の 1 文字目から 2 文字目まで

5 頁

「手段・対象者」

4 行目の 3 文字目から 4 文字目まで  
1 4 行目の 4 文字目から 5 文字目まで

「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」

7 行目の 5 文字目から 6 文字目まで  
6 3 行目の 4 1 文字目から 4 2 文字目まで

「連絡・調整等」

1 行目の 9 文字目から 1 0 文字目まで  
1 7 行目の 8 文字目から 9 文字目まで  
1 8 行目の 1 0 文字目から 1 1 文字目まで  
2 5 行目の 5 文字目から 6 文字目まで

6 頁

「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」

1 4 行目の 1 8 文字目から 1 9 文字目まで

「連絡・調整等」

1 行目の 1 1 文字目から 1 2 文字目まで

7 頁

「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」

5 8 行目の 9 文字目から 1 0 文字目まで

8 頁

「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」

2 5 行目の 1 7 文字目から 1 8 文字目まで

5 6 行目の 1 2 文字目から 1 3 文字目まで

6 6 行目の 3 5 文字目から 3 6 文字目まで

7 0 行目の 3 0 文字目から 3 1 文字目まで

7 2 行目の 1 9 文字目から 2 0 文字目まで

9 頁

「手段・対象者」

3 行目の 7 文字目

4 行目の 1 文字目、6 文字目から 7 文字目まで

「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」

3 7 行目の 1 文字目から 2 文字目まで

4 1 行目の 1 8 文字目から 1 9 文字目まで

4 4 行目の 5 文字目から 6 文字目まで

5 2 行目の 2 2 文字目から 2 3 文字目まで

「連絡・調整等」

2 0 行目の 3 文字目から 4 文字目、1 2 文字目から 1 3 文字目まで

2 1 行目の 8 文字目から 9 文字目まで

1 0 頁

「手段・対象者」

4 行目の 2 文字目から 3 文字目まで

1 0 行目の 1 文字目から 2 文字目まで

「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」

1 2 行目の 8 文字目から 9 文字目まで

1 6 行目の 1 5 文字目から 1 6 文字目まで

2 0 行目の 1 7 文字目から 1 8 文字目まで

3 2 行目の 1 文字目から 2 文字目まで

3 4 行目の 8 文字目から 9 文字目まで

3 6 行目の 8 文字目から 9 文字目まで

3 8 行目の 9 文字目から 1 0 文字目まで

4 3 行目の 5 文字目から 6 文字目まで

4 8 行目の 1 文字目から 2 文字目まで

5 3 行目の 5 文字目から 6 文字目まで

5 5 行目の 5 文字目から 6 文字目まで

5 6 行目の 1 0 文字目から 1 1 文字目まで

5 7 行目の 8 文字目から 9 文字目まで

5 8 行目の 1 文字目から 2 文字目まで

5 9 行目の 1 文字目から 2 文字目まで

6 2 行目の 1 9 文字目から 2 0 文字目まで

- 6 3 行目の 1 文字目から 2 文字目まで
- 6 5 行目の 1 1 文字目から 1 2 文字目まで
- 6 6 行目の 5 文字目から 6 文字目まで
- 「連絡・調整等」
- 1 2 行目の 1 0 文字目から 1 1 文字目まで
- 1 1 頁
- 「手段・対象者」
- 1 0 行目の 1 文字目から 2 文字目まで
- 「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」
- 1 3 行目の 7 文字目から 8 文字目まで
- 4 9 行目の 1 7 文字目から 1 8 文字目まで
- 5 0 行目の 1 文字目から 2 文字目まで
- 5 4 行目の 1 6 文字目から 1 7 文字目まで
- 5 6 行目の 5 文字目から 6 文字目まで
- 「連絡・調整等」
- 1 行目の 7 文字目から 8 文字目まで
- 3 行目の 4 文字目から 5 文字目まで
- 7 行目の 6 文字目から 7 文字目まで
- 1 1 行目の 5 文字目から 6 文字目まで
- 2 9 行目の 5 文字目から 6 文字目まで
- 1 2 頁
- 「手段・対象者」
- 3 行目の 7 文字目から 8 文字目まで
- 7 行目の 3 文字目から 4 文字目まで
- 8 行目の 1 文字目から 2 文字目まで
- 「経過・概要等（S. 主訴 O. 客観的情報 A. 分析、考察 P. 計画）」
- 1 行目の 8 文字目から 9 文字目まで
- 1 1 行目の 1 文字目から 2 文字目まで
- 3 4 行目の 2 9 文字目から 3 0 文字目まで
- 3 8 行目の 1 文字目から 2 文字目、3 3 文字目
- 3 9 行目の 1 文字目
- 4 0 行目の 3 6 文字目から 3 7 文字目まで
- 4 1 行目の 3 文字目から 4 文字目まで
- 4 8 行目の 2 文字目から 3 文字目まで
- 5 2 行目の 6 文字目から 7 文字目まで
- 「連絡・調整等」
- 1 行目の 1 文字目から 2 文字目まで
- 2 行目の 1 5 文字目
- 3 行目の 1 文字目
- 4 行目の 8 文字目から 9 文字目まで

【本件処分に係る文書③の不開示部分】

1 頁

「介護支援－ケアマネ」、「介護支援専門員－氏名」、「介護支援専門員－カナ」、「介護支援専門員－専門員番号」、「就労開始年月日」、「就労終了年月日」、「就労形態」、「更新年月日」、「異動区分」及び「異動年月日」を除く部分。

【本件処分に係る文書④の不開示部分】

なお、各頁の表の欄外の文字等、表の項目（以下の「」内）及び3頁冒頭の決裁欄に記載の文字等については、行数に含めない。

1 頁

「対応年月日」

1 行目

「経過状況」

2 行目から 1 3 行目まで

1 6 行目の 1 4 文字目から 1 5 文字目まで

1 8 行目の 4 文字目から 5 文字目、2 1 文字目から 2 2 文字目まで

2 1 行目の 1 3 文字目から 1 4 文字目まで

2 2 行目の 3 6 文字目から 3 7 文字目まで

2 3 行目の 1 1 文字目から 1 2 文字目まで

2 5 行目の 1 5 文字目から 1 6 文字目まで

2 8 行目の 2 0 文字目から 2 1 文字目まで

2 頁

「対応年月日」

1 行目から 3 行目まで

「経過状況」

3 7 行目から 3 8 行目まで

3 頁

「経過状況」

8 行目の 1 2 文字目から 1 3 文字目まで

1 4 行目の 2 文字目から 3 文字目まで

1 7 目の 3 0 文字目から 3 1 文字目まで

3 2 行目の 3 1 文字目から 3 2 文字目まで

4 頁

「対応年月日」

1 行目から 5 行目まで

「経過状況」

3 行目の 2 8 文字目から 2 9 文字目まで

2 4 行目から 3 8 行目まで

【本件処分に係る文書⑤の不開示部分】

なお、2頁冒頭の表に記載の「出席者」は、3行目に含めている。

2頁

4行目の12文字目から13文字目、18文字目から19文字目まで

27行目の1文字目から2文字目、8文字目から9文字目、40文字目から41文字目まで

31行目の8文字目から9文字目まで

33行目の1文字目から2文字目まで

3頁

1行目の4文字目から5文字目まで

3行目から4行目まで

9行目から10行目まで

17行目の27文字目から28文字目まで

30行目の1文字目から2文字目まで

4頁

7行目の1文字目から2文字目まで

25行目の13文字目から14文字目まで

5頁

7行目から14行目まで

15行目の1文字目から2文字目まで

16行目から25行目まで